

第10回定時株主総会

電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

株式会社A L i N Kインターネット

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスガイドラインを定める。
 - b. 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
 - c. 取締役会の事務局を設置し、①必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、②取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役及び監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
 - d. 取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に記録、保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - b. 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
 - b. 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に取締役の大多数で構成する会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部監査担当者が監査計画を立案し、各部門の監査を定期的に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a. 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
 - b. 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
 - b. 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - c. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - d. 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
 - e. 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - a. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
 - b. 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、監査役出席のもと開催しております。当事業年度においては取締役会を16回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

また、監査役3名は全て社外監査役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び監査法人と定期的な意見交換を実施しております。あわせて、監査役会を開催し、監査役間での情報共有を行っております。

内部監査については、内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	138,087	135,087	38,216	173,304
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	138,087	135,087	38,216	173,304

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,375,620	1,375,620	△217	1,686,795	1,686,795
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	140,176	140,176		140,176	140,176
自己株式の取得			△338,238	△338,238	△338,238
当 期 変 動 額 合 計	140,176	140,176	△338,238	△198,061	△198,061
当 期 末 残 高	1,515,797	1,515,797	△338,455	1,488,733	1,488,733

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 4年

② 投資不動産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 株主優待引当金

期末日を基準日とする株主優待制度の支出に充てるため、支出見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は主な事業として、日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」「tenki.jp登山天気」「tenki.jpゴルフ天気」「tenki.jpキャンプ天気」の運営を行っており、主な収益は各ページに掲載される広告収入となっております。

サービスについては、アドネットワークを駆使した運用型広告のようにサービスが一時点で完了する契約と枠売りやタイアップ広告等の純広告のように一定期間にわたりサービスを提供する契約があり、これらにかかるサービスの提供について履行義務を識別しております。

履行義務は、サービスが一時点で完了する契約の場合には、主に広告が広告媒体に表示された時点でその履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。また、一定期間にわたりサービスを提供する契約の場合には、契約で定められた期間にわたり広告を掲示する義務を負っており、時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これにより、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」（当事業年度451千円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資不動産 28,755千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した算出方法

当社は、期末日において資産又は資産グループに減損が生じている可能性（以下「減損の兆候」という。）を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、当該資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合には、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能価額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当社は、資産のリスク分散を図るため、市場として成熟していて比較的価格変動が安定しているアメリカ合衆国のハワイ州において、投資のための不動産を保有しており、当社における重要な資産となっております。当事業年度においては、投資不動産の事業活動から生じる損益は継続してマイナスとなっており減損の兆候が存在していることから、減損損失を認識するかどうかの判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、正味売却価額であります。正味売却価額は、ハワイ州が公表している固定資産税評価額及び周辺地域の取引事例を踏まえ見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症が投資不動産の正味売却価額に与える影響は軽微であると判断しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,371千円

(2) 投資不動産の減価償却累計額 43,113千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達に備えるため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度の末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額 300,000千円

借入実行残高 一千円

差引額 300,000千円

(4) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

売掛金 151,543千円

契約資産 13,019千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,136,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 342,068株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 67,800株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	902千円
ソフトウェア	8,633 //
投資有価証券評価損	765 //
資産除去債務	1,743 //
その他	2,326 //
繰延税金資産計	14,372千円

繰延税金負債

長期前払費用	△2,449千円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,424 //
繰延税金負債計	△3,873千円
繰延税金資産の純額	10,498千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金を調達しており、一時的な余資は普通預金で保有しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、当社のコーポレート部が所管となり、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、適切に表示しております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、一部外貨建ての普通預金を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社コーポレート部が所管となり、適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

非上場株式	0
-------	---

当事業年度において、非上場株式について359千円の減損処理を行っております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、資産のリスク分散を図るため、市場として成熟していて比較的価格変動が安定しているアメリカ合衆国のハワイ州において、投資のための賃貸不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	当事業年度末の時価（千円）
28,755	76,249

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、ハワイ州が公表している固定資産税評価額を勘案して算定しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

個人主要株主

種類	氏名	資本金 又は 出資金 (千円)	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主 (個人)	松本修士	—	(被所有) 直接 15.5	—	自己株式の 取得 (注)	338,238	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、tenki.jp事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	tenki.jp	その他	合計
一時点で移転されるサービス	651,493	4,215	655,708
一定の期間にわたり移転されるサービス	29,783	—	29,783
顧客との契約から生じる収益	681,276	4,215	685,491
外部顧客への売上高	681,276	4,215	685,491

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産 (期首残高) 9,914 千円

契約資産 (期末残高) 13,019 千円

契約負債 (期首残高) — 千円

契約負債 (期末残高) 8,167 千円

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。

また、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 829円46銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円95銭

13. 重要な後発事象に関する注記

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行について

当社は、2023年3月14日開催の当社取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役2名及び従業員4名に対して有償にて新株予約権を発行することを決議、2023年3月29日に割当が完了いたしました。

本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

発行決議日	2023年3月14日
新株予約権の数	1,339個
新株予約権の目的となる株式の数	133,900株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	100円
権利行使時の行使価額	1株当たり1,019円（注）
権利行使期間	2023年3月29日から 2023年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 102,000 資本組入額 51,000
新株予約権の行使条件	（注）

（注）新株予約権の行使条件

- （1） 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下、「終値」という。）の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも本新株予約権の割当日の終値に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。